

船舶事故調査報告書

平成24年5月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年8月12日 23時50分ごろ
発生場所	長崎県対馬市志多賀漁港港口付近 志多賀港沖防波堤灯台から真方位270° 200m付近 （概位 北緯34° 28.5′ 東経129° 23.9′）
事故調査の経過	平成23年11月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{りょうえい} 漁 栄丸、16トン NS2-15639、個人所有 17.50m (Lr) × 3.60m × 1.32m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和62年2月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年8月8日 免許証交付日 平成22年3月16日 （平成27年8月7日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷、プロペラ翼に曲損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成23年8月12日18時ごろ定係地の志多賀漁港を出港し、同漁港東方10海里付近の漁場でいか一本釣り漁を行い、22時50分ごろ操業を終えて同漁場を発進し、約9.0ノットの対地速力で自動操舵により志多賀漁港に向けて北西進した。 船長は、23時30分ごろ、志多賀漁港東方沖を航行中、志多賀港沖防波堤灯台の赤色灯光を視認した頃、眠気を催したが、志多賀漁港が目の前なので眠気を我慢できると思い、操舵室の椅子に腰を掛けて航行していたところ、間もなく居眠りに陥った。 船長は、居眠りしていたので、志多賀漁港に向かう予定変針場所を通過したことに気付かずに北西進を続け、23時50分ごろ志多賀港沖防波堤灯台から真方位270° 200m付近の志多賀漁港港口付近の浅所に乗り揚げた。 船長は、衝撃により目が覚めて乗り揚げたことに気付き、僚船に連絡して救助を依頼し、来援した僚船にえい航されて帰港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期

その他の事項	<p>本船は、志多賀漁港を定係地とし、夕方に出港して夜間にいか一本釣り漁を行い、翌早朝に帰港する操業形態をとっていたが、本事故当日は、早めに操業を切り上げて帰航するところであった。</p> <p>船長は、毎日約5～6時間睡眠をとっており、操業時間も短かったので、睡眠不足及び疲労が蓄積した状態ではなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、志多賀漁港南東方沖を自動操舵で北西進中、船長が、眠気を催した際、同漁港が目の前なので眠気を我慢できると思い込み、椅子に腰を掛けて航行していたところ、居眠りに陥ったことから、予定変針場所を通過して志多賀漁港港口付近の浅所に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、志多賀漁港南東方沖を自動操舵で北西進中、船長が居眠りに陥ったため、予定変針場所を通過して志多賀漁港港口付近の浅所に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眠気を催した場合には、立って操船し、それでも眠気を払拭できない場合には、動き回る、外気に当たるなどして居眠りに陥らないようにすること。 	